

## I H I 粉飾決算被害事件控訴審判決に関する弁護団声明

平成29年2月23日

I H I 粉飾決算被害株主弁護団  
代 表 大 川 原 栄

本日、東京高等裁判所第4民事部は、控訴人ら（一審原告ら）142名の被控訴人（一審被告）株式会社I H I に対する損害賠償請求事件について、一審の判断の枠組みを概ね維持し、認容額を一審判決より若干増額し、控訴人らの請求の一部（請求金額総額の約16.5%）を認める判決を言い渡した。

被控訴人株式会社I H I は、平成19年9月28日に、平成18年度（第190期）半期報告書及び有価証券報告書において虚偽記載（粉飾決算）をした旨を自ら公表し、金融庁による約16億円の課徴金納付命令に応じてこれを納付した。ところが、粉飾決算後に市場でI H I 株式を取得した株主が損害を被ったとして提起した本件訴訟において、被控訴人I H I は一転して、有価証券報告書等への虚偽記載（粉飾決算）の事実を否定する主張を展開した。一審判決（平成26年11月27日東京地方裁判所民事第31部）は、被控訴人I H I のこの主張を排斥して有価証券報告書への虚偽記載を認定したが、その一方で控訴人ら主張の損害額を5割あるいはそれ以上減額する、という厳しい判決を下した。

本日の控訴審判決では、一審判決の判断を大枠で維持し、被控訴人I H I の虚偽記載（粉飾決算）を認定しつつ、虚偽記載と因果関係のある控訴人らの損害は控訴人ら主張の損害額の約5割かそれ以下に留まるとして、一審判決の認容額より若干の増額をするに留まった。

本判決が、被控訴人I H I の虚偽記載（粉飾決算）を認定した一審判決を支持したことは、当然とはいえ評価できることである。しかしながら他方で、本判決が、本件虚偽記載（粉飾決算）がI H I の不法行為であるとするためには有価証券報告書の作成に関与した者の個々の注意義務違反を主張立証しなければならない、としている点は、粉飾決算自体が違法であることは明らかであるにもかかわらず、粉飾決算がなされた経緯を詳らかにする責任を被害者株主側に課すものであり、事実上不可能事を強いるものである。また、I H I が本件虚偽記載の公表とともに行った業績予測の下方修正によって生じた株価の下落についても損害額からの控除を認めた点は、業績予想の下方修正が本件虚偽記載の公表と不可分に関連していることを看過し、またその影響を過大に評価した、不当な判断である。そのほか、本判決における損害額の認定とその根拠には多くの問題があり、弁護団としては到底容認できない。

弁護団は今後、上告手続を執る予定である。また、被控訴人I H I が本判決を不服として上告手続を執ることも予測される。

当弁護団は、上告審においてさらに控訴人らの被害救済を図るべく、今後も一層の努力を尽くす所存である。

以 上